第２号様式（第３条関係）

（表）

　第　　号　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↑

身分証明書

　所 属 課　　蒲郡市　　部　　課

　職　　名

　氏　　名

　生年月日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　６cm

　　上記の者は蒲郡市住民基本台帳実態調査に従事する職員であるこ

　とを証明する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　蒲郡市長　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

　←　　　　　　　　　　　９cm　　　　　　　　　　　　　→

　　　　　　　　　　　　　（裏）

　　　　　　　　　　　　　住民基本台帳法（抄）

　　（調査）

　第３４条　市町村長は、定期に、第７条及び第３０条の４５に規定する事

　　項について調査をするものとする。

　２　市町村長は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、

　　いつでも第７条及び第３０条の４５に規定する事項について調査をする

　　ことができる。

　３　市町村長は、前２項の調査に当たり、必要があると認めるときは、当

　　該職員をして、関係人に対し、質問をさせ、又は文書の提示を求めさせ

ることができる。  
４　当該職員は、前項の規定により質問をし、又は文書の提示を求める場

合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、

これを提示しなければならない。

（秘密を守る義務）

　第３５条　住民基本台帳に関する事務に従事している者又は従事していた

　　者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

　　（罰則）

　第４４条　第３５条の規定に違反して秘密を漏らしたものは、１年以下の懲

　　役または３０万円以下の罰金に処する。